

組立工場の台車等の移動範囲変更について

1 組立工場の台車等に対する要求の整理

対象の台車は、図1 組立工場台車等使用エリア図に示す、以下の台車である。

- ・運搬台車{472}
- ・マガジン架台部{476}
- ・ロッドチャンネル用台車(2){582}
- ・ロッドチャンネル用台車(3){583}

上記台車に係る既設工認申請書(令和3年2月25日付け原規規発第2102254号)の移動範囲を拡張した場合に影響する技術基準の要求事項とそれに対する設計仕様は以下の2つとなる。

[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。

[4.2-設3] 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車だけに制限する。(運搬台車{472}及びマガジン架台部{476})

周囲にスパーサー(30.5cm以上)を設ける。(ロッドチャンネル用台車(2){582}及びロッドチャンネル用台車(3){583})

なお、当該設備・機器はこれ以外に、閉じ込め機能、火災等による損傷防止、溢水による損傷防止、安全機能を有する施設の要求事項があるが、いずれも台車の移動範囲に関連しない項目であることを確認済みである。

2 台車の移動範囲変更後の適合説明

以下に台車の移動範囲を拡張しても既設工認の適合説明に変更が生じないことを説明する。

2.1 [4.2-設2]について

ウランの移動は、臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限することとしている。これについては、組立工場内で核的に最も厳しい条件を想定したケースにおいて、集合体貯蔵室内部で1体の燃料集合体が移動する状態を計算モデルにして評価し、臨界安全であることを確認している。今回の移動範囲の拡張は燃料集合体貯蔵室の外側であるため、この計算モデルに包絡される。

また、拡張した移動範囲にウランを扱う固定設備は無いため、組立工場の他の設備・機器から見るとウランを装荷する台車が離れることで、中性子の相互干渉が小さくなることから、臨界評価は余裕が増加する方向となる。したがって、移動範囲を拡張しても既設工認の適合説明に対して変更は生じない。

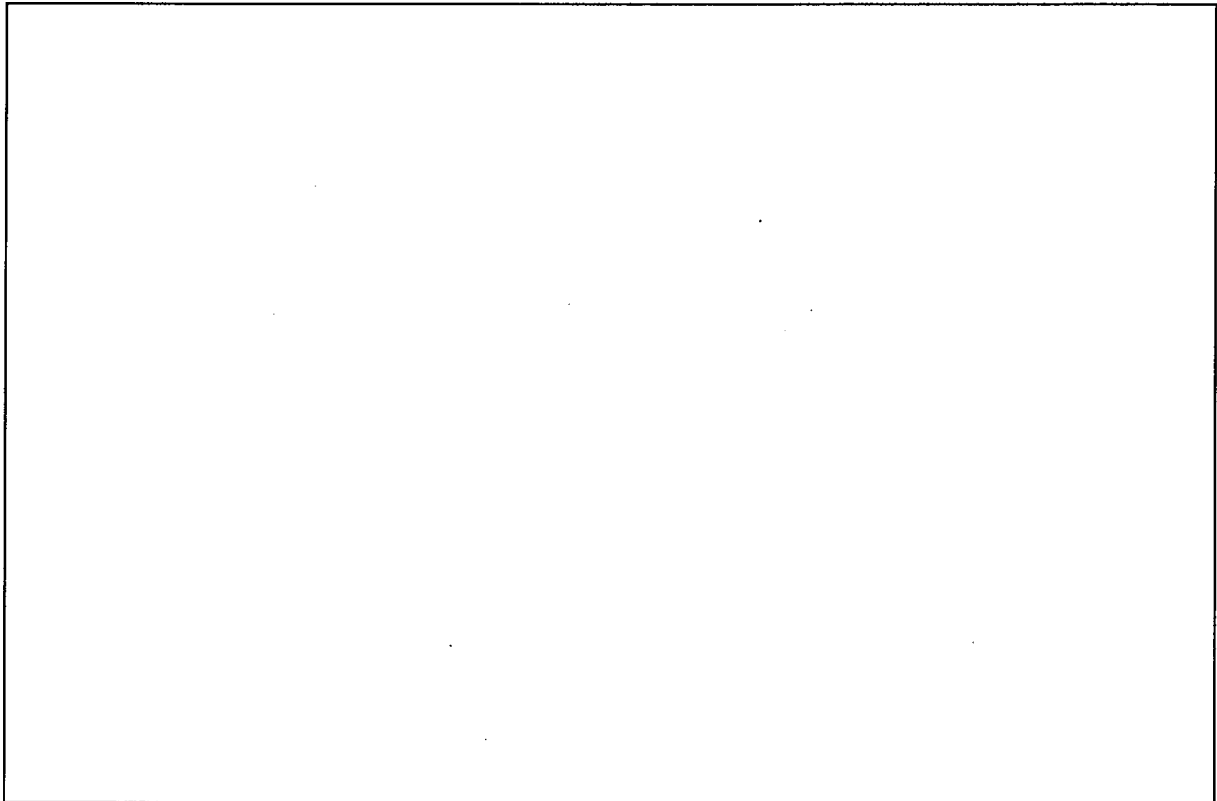
2.2 [4.2-設3]について

固定することが困難な機器同士は原則相互で単一ユニット間相互間の間隔（30.5cm 以上）を物理的に維持できるようにすることとしており、ロッドチャンネル用台車(2)及びロッドチャンネル用台車(3)については30.5cmのスペーサーを設けることとしている。

ここで、拡張した移動範囲で台車を運用した場合の[4.2-設3]の仕様及び適合説明への影響を説明する。[4.2-設2]の説明と同様、拡張した移動範囲にウランを扱う固定設備は無いため、当該範囲で同時に複数の台車を使用した場合を想定する。

- ロッドチャンネル用台車と他の台車の干渉
ロッドチャンネル用台車のスペーサーをもって他の台車と30.5cm以上の間隔を確保できるため、移動範囲を拡張しても既設工認の適合説明に対して変更は無い。
- マガジン架台部と運搬台車の干渉
マガジン架台部と運搬台車にはスペーサーが無いが、駆動する台車を1台のみに制限すること（圧縮空気の供給の要求）によってお互いが寄り付かない設計としている。既設工認の説明の通り移動範囲で駆動する台車を1台のみに制限することで、拡張した移動範囲で干渉することは無いため、移動範囲を拡張しても既設工認の適合説明に対して変更は無い。

以上より、台車の移動範囲を拡張しても既設工認の適合説明に変更が生じないため、設計仕様に変更は無い。



4237

※既設工認(令和3年2月25日付け原規規発第2102254号にて認可)よりP4237を抜粋

図1 組立工場台車等使用エリア図